

# 医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和7年1月18日 参事会配布用)

	質問	回答	分類
1	第三大臼歯に対しCAD/CAM冠作製に当たって、エンドクラウンの算定は認められるか。	認められる。 ※京都・大阪ルールによりCAD/CAM冠(Ⅲ)と同様適応範囲は他地域よりも多い。	16歯冠
2	他の歯科医療機関にて撮影されたCTフィルムを診断した場合、画像診断に係る診断料の算定ができるか。	算定可。ただし、初診料を算定した日に限る。 ※デジタルの場合、再診日でも可。	06画像
3	気管内挿管時の歯の保護を目的とする口腔内装置の製作に当たって、上下顎それぞれに必要な場合は、算定上どのような取扱いになるのか。	上下顎に装着予定であれば、製作数にかかわらず、1装置として口腔内装置3にて算定する。 ※印象は×2で算定可。	11歯の
4	歯科訪問診療において、口腔機能低下症を有する患者の継続的な指導管理及び歯科口腔リハビリテーション料3の算定の取扱いはどのようなようになるのか。	歯科訪問診療料を算定の上、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料にて算定可。ただし、同月内の居宅療養管理指導費の算定は不可。在宅医療において、歯科疾患在宅療養管理料又は居宅療養管理指導費を算定した患者に対して、月2回に限り歯科口腔リハビリテーション料3は算定可。	02医学